(3)時間契約職員が妊娠中に利用できる制度

R7.4.1~

<休暇関係(女性)> ☆…ガルーンに様式が掲載されているもの

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当	就業規則等
危険有害業務の就業 制限	妊娠、出産、哺育等に有害な業務へ の就業制限 ※該当する業務は別紙参照	妊娠中	特になし	職員グループ	時契47条
深夜勤務の就業制限	深夜勤務の制限を請求することができる	妊娠中	· 深夜勤務制限請求書☆ 提出先:各部局勤務時間管理員	職員グループ	(労基66条3項)
妊娠検診・ 保健指導等	勤務時間内に母子保健法に規定する 保健指導又は健康診査及びその指導 を守るために職務専念義務の免除を請 求することができる	妊娠中	勤怠管理システムから有給休暇を申請 (職専免としての扱い)	職員グループ	時契48条 時契27条第1項三号
母体保護・ 業務の軽減	業務の軽減、休息又は補食するために 必要な時間勤務しないことを請求する ことができる	妊娠中	勤怠管理システムから有給休暇を申請 (職専免としての扱い)	職員グループ	時契49条1、2項 時契27条1項三号
通勤時の母体保護	勤務の始め又は終わりにおいて、1日を 通じて1時間を超えない範囲内の時間 勤務しないことを請求することができる	妊娠中(通勤に利用する交通機関の 混雑の程度が母胎・胎児の健康保持 に影響があると認めるとき)	勤怠管理システムから有給休暇を申請 (職専免としての扱い)	職員グループ	時契49条3項

☆担当部署連絡先☆

人事課人事グループ:6011

人事課給与・共済グループ(給与):6012

人事課給与・共済グループ(共済):6034

人事課職員グループ:6013/6016

〇時間契約職員が<u>出産時</u>に利用できる制度

<休暇関係(女性)>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	提出先·担当	就業規則等
産前休暇	出産予定日の8週間前から取ることができ	出産日までの申し出た期間	勤怠管理システムより有給休暇を申	各部局勤務時間管理員	時契36条1項十号
(有給の休暇)	る休暇(多胎妊娠の場合は14週)		請	台 即何到伤时间官 <u>连</u> 貝	时突30米 垻下方
産後休暇	出産後8週間を越えない範囲に取ることが	出産後8週間	勤怠管理システムより有給休暇を申		
(有給の休暇)	できる休暇	(医師に支障がないと認められた産後6週	請	各部局勤務時間管理員	時契36条1項十一号
(有和の体験)		間を経過した職員が申し出た場合を除く)			

<休暇関係(男性)>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当先·担当	就業規則等
配偶者出産休暇	配偶者の出産に伴う休暇	3日間	勤怠管理システムより有給休暇を申	各部局勤務時間管理員	時契36条1項十二号
(有給の休暇)			請	台 即向	时代30年1項十二方

<休暇関係>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当先·担当	就業規則等
	配偶者・子・子の配偶者の出産時に生まれ	母子手帳が交付された日から出産後1年	勤怠管理システムより有給休暇を申		
育児参加休暇	る子及びその兄弟姉妹(小学校就学前の	の間に合計5日間	請	夕如巴勒 孜吐 <u>朗</u> 英珊吕	吐切26久11百 上 一口
(有給の休暇)	子)の面倒を見るために取ることができる休			各部局勤務時間管理員	時契36条1項十三号
	暇				

<助成金関係>

制度	制度の概要	提出書類	提出先·担当
	共済組合の組合員が出産した場合、50万円(産科医療補償制度加入機関での出産)	本人が病院へ全額支払った場合又は、差額の請求をする場合	
出産費	又は 48.8 万円を支給。	出産費請求書☆	給与・共済グループ(共済)
(共済組合組合員)	直接支払制度を利用する場合、50 万円までは、自己負担無し。50 万円未満の場合	領収書コピー	福子・共済グループ(共済)
	は、差額を共済へ請求できる。	・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のページ)	

<その他子供が生まれた際の諸手続>

制度	提出書類・提出先	提出先·担当
税法上の扶養に	・ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	給与・共済グループ
入れる場合		(給与)
共済の扶養に	・ 被扶養者申告書☆ ・扶養の申立書☆ ・配偶者の直近1年分の収入の分かる書類	給与・共済グループ
入れる場合	・ 住民票(続柄・個人番号を省略しないもの)	(共済)

参考

児童手当については市役所・役場にてご本人が直接、手続することとなります。 詳しくはお住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

〇時間契約職員が出産後に利用できる制度

<休暇関係(女性のみ)>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当	就業規則等
危険有害業務の	妊娠、出産、哺育等に有害な業務への就	出産後1年	特になし	職員グループ	時契47条
就業制限	業制限			戦員グルーク	时天47末
深夜勤務の就業	深夜勤務の制限を請求することができる	出産後1年	· 深夜勤務制限請求書☆	職員グループ	(光甘66条2項)
制限			提出先:各部局勤務時間管理員	- 「「「「「」」」	(労基66条3項)
	勤務時間内に母子保健法に規定する保	出産後1年	勤怠管理システムから有給休暇を申請		
健康診査・	健指導又は健康診査及びその指導を守る		(職専免としての扱い)	職員グループ	時契48条
保健指導等	ために職務専念義務の免除を請求すること			戦員ブループ	時契27条1項三号
	ができる				
	業務の軽減を請求することができる	出産後1年	勤怠管理システムから有給休暇を申請		
業務の軽減			(職専免としての扱い)	職員グループ	時契49条1項

<休暇関係>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当	就業規則等
	授乳、託児所への送迎等のために与えられ	子が生後1年6月に達するまで1日2回それぞれ	勤怠管理システムより無給休暇を申請		
保育時間	る休暇	1時間以内			
	※男性職員の配偶者が家にいる場合、病	(配偶者が同じ日に保育時間を取得する場合は		職員グループ	時契36条2項三号
(無給の休暇)	気や介護等で子を保育することが困難なと	それぞれ1時間から配偶者が取得した保育時間			
	きは、保育時間を取得することができる	を差し引いた時間内)			
	子の養育のために勤務時間の始め又は終	子の小学校就学前まで	· 育児時間等申出書☆		
育児時間	わりにおいて30分単位、又は一の年度にお	1日につき2時間を超えない範囲(保育時間と併			
(1時間につき、時	いて10日の範囲内は1日の上限時間数な	用する場合は2時間から保育時間を差し引いた		職員グループ	時契39条
間あたり給与を減	く30分単位で育児をするための時間を取	時間)		戦員ブルーノ	时天39末
額)	得することができる	又は10日の範囲内は1日の上限時間数なし	提出先:各部局勤務時間管理員		
		※勤務時間が1日6時間を超える者のみ			
子の看護等休暇	子の看護等(予防接種・健康診断・感染	養育する子が15歳に達する日以後の最初の3	出勤簿システムより無給休暇を申請		
(無給の休暇)	症に伴う学級閉鎖等・学校行事への参加	月31日まで一年度において5日間(子が小学		職員グループ	時契36条2項五号
(無和の予報)	等を含む)のために取得できる休暇	校就学前もしくは2人以上の場合は10日間)			

<手当金関係>

通称	制度の概要・期間等	期間·条件等	提出書類・提出先	提出先·担当
	2歳未満の子を養育するために所定労働時	①2歳未満の子を養育するために、1週間	• 育児時短就業給付受給資格確認票•(初回)育児時短	
	間を短縮して就業した場合に、賃金が低下	当たりの所定労働時間を短縮して就業	就業給付金支給申請書	
育児時短就業給	するなど一定の要件を満たすと支給される給	していること	• 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書•所定	
付金	付金	②育児休業給付の対象となる育児休業か	労働時間短縮開始時賃金証明書	人事グループ
(雇用保険加入		ら引き続き、同一の子について育児時短	・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のページ)	(公共職業安定所)
者)		就業を開始したこと、または、育児時短	・ 振込先口座の通帳の写し	
		就業開始日前2年間の間に1月に11		
		日以上働いた月が12ヶ月以上あること		

<育児休業関係>

通称	制度の概要	期間等	提出書類	担当	就業規則等
育児休業 (無給)	子の育児のために取得できる休業 (女性は産後休暇終了後、男性は出 産の日から) ※配偶者が専業主婦(夫)の場合も取 得することができる	原則、子が1歳に達する日(父母とも取得の場合は1歳2ヶ月)まで ※子が1歳に達する日以後も引き続き雇用の見込があること(2回まで分割可能)	・ 育児休業申出書☆ ・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のページ) (育児休業開始日の1ヶ月前まで) 提出先:人事グループ	人事グループ	時契37条
子の出生後8週間以 内の育児休業 (無給)	産後休暇を取得していない時間契約 職員が、子の育児のために取得できる 休業	子の出生日から起算して8週間を経過する日の 翌日(57日間)まで ※子の出生から8週と6月を超えて引き続き雇 用の見込があること(2回まで分割可能)	・ 子の出生後8週間以内の育児休業申出書☆ ・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のページ) (休業開始日の2週間前まで) 提出先:人事グループ	人事グループ	時契37条2項

<手当金関係>

通称	制度の概要・期間等	期間·条件等	提出書類	提出先·担当
	育児休業をした職員の休業中の1月ごとの給与	子が1歳に達するまで	· 育児休業給付受給資格確認票·(初回)育	
	が休業する前に支給されていた1月の給与の8割	①休業開始前2年間の間に1月に11日以上働	児休業給付金支給申請書	
	に達しない場合、支給される給付金	いた月が12ヶ月以上あること	· 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証	
		②休業した日数が1月20日以上であること(1月	明書	
育児休業給付金		の間に育児休業を開始し終了した場合は育児	・ 母子手帳の写し(出生届出済証明書のペー	人事グループ
(雇用保険加入者)		休業が1日であっても支給される)	ジ)	(公共職業安定所)
		③子の1歳の誕生日の前日を超えて引き続き雇用	・ 振込先口座の通帳の写し	
		見込みがあること(ただし、子が1歳6カ月になる		
		までの間に雇用契約がなくなることが明らかな場		
		合を除く)		

<手当関係つづき>

通称	制度の概要・期間等	期間·条件等	提出書類	提出先·担当
出生時育児休業給付 金 (雇用保険加入者)	子の出生後8週間以内の育児休業を取得した 職員の休業中の1月ごとの給与が休業する前に 支給されていた1月の給与の8割に達しない場 合、支給される給付金	子の出生日から8週間を経過する日までの翌日までの期間内で、4週間(28日)以内の期間 ①休業開始前2年間の間に1月に11日以上働いた月が12ヶ月以上あること ②休業期間中の就業日数が最大10日以下であること ③子の出生日から8週間を経過する日の翌日から6ヶ月を経過する日までに、雇用期間が満了することが明らかでないこと	 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 母子手帳の写し(出生届出済証明書のページ) 振込先口座の通帳の写し 	人事グループ (公共職業安定所)
出生後休業支援給付 金 (雇用保険加入者)	「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」の支給を受ける方が、両親ともに一定期間内に通算して14日以上の育児休業(産後パパ育休を含む)を取得し一定の要件を満たすと支給される給付金	「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から 「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から 起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に 通算して14日以上の育児休業を取得したこと	※育児休業給付金または出生時育児休業給付金の支給申請と併せて申請	人事グループ (公共職業安定所)

<産休中(有給)及び育児休業(無給)中の共済掛金に係る諸手続>

	制度の概要	提出書類	提出先·担当	
共済掛金の免除	産前・産後休暇、育児休業終了日の翌日の属する前月まで掛金が免除される	· 産前産後休業期間掛金免除申出書	給与・共済グループ	
(共済組合組合員)		· 育児休業期間掛金免除申請書	(共済)	
共文的人 网络伊哈尔	無給となる育児休業期間中は給与から共済貯金・団終等の控除はできないので	貯金:積立中断·復活申込書(Web 申請)	給与・共済グループ (共済)	
共済貯金・団終保険等	中断となる。ただし、・団終は加入年数やコースによって脱退となることがある。	団終:団体積立終身保険事業払込中断中止通知書		
の中断		または脱退通知書兼一時金請求書		

<育児休業中(無給)の給与等に係る諸手続>

制度	制度の概要	提出書類	提出先·担当
在民籍の特別物 園	無給となる育児休業中期間は住民税の特別徴収(給与から天引)はで	なし(給与・共済グルー	給与・共済グループ
住民税の特別徴収	きないので、普通徴収(本人が納付)となる	プより市町村に提出)	(給与)

※ また、育休中でも給与振込口座は解約なさらないようお願いします。

<育児休業(育児短時間勤務・育児時間等)を取得した場合の給与及び退職手当について>

- 給 与 1. 休業期間(時間)については支給しない。ただし、育児短時間勤務を行う場合は、勤務時間数に応じた給与を支給
- * 時契 国立大学法人岩手大学時間契約職員就業規則
 - 勤 国立大学法人岩手大学職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規則
 - 労 労働基準法

〇妊産婦の就業が制限される有害業務

	業務の種類	妊婦	産婦	その他
1	一定重量以上の重量物を取り扱う業務(満16歳未満:断続12Kg・連続8Kg、満16歳以上満18歳未満:断続25Kg・連続15Kg、満18歳以上:断続30Kg、連続			
	20Kg)	×		0
2	ボイラーの取扱いの業務	×	Δ	0
3	ボイラーの溶接の業務		Δ	0
4	つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚荷装置の運転の業務		Δ	0
5	運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	Δ	0
6	クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(二人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く)	×	Δ	0
7	動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	Δ	0
8	直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く)又はのこ車の直径が七十五センチメートル以上の帯のこ盤(自動	×	^	0
	送り装置を有する帯のこ盤を除く)に木材を送給する業務	_ ^		
9	操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	Δ	0
10	蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	Δ	0
11	動力により駆動されるプレス機械、シヤー等を用いて行う金属加工の業務	×	Δ	0
12	岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を供給する業務	×	Δ	0
13	土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務	×	Δ	0
14	高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	Δ	0
15	足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く)	×	Δ	0
16	胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	Δ	0
17	機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	Δ	0
18	鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務		×	
19	多量の高熱物体を取り扱う業務	×	Δ	0
20	著しく暑熱な場所における業務	×	Δ	0
21	多量の低温物体を取り扱う業務	×	Δ	0
22	著しく寒冷な場所における業務	×	Δ	0
23	異常気圧下における業務	×	Δ	0
24	さく岩機、鋲打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	Δ	0